

人事訴訟事件の概況

-平成16年4月~平成17年3月-

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、人事訴訟事件の第一審の管轄が家庭裁判所に移管された1年目である平成16年4月から平成17年3月までの1年間について、全国の家裁裁判所の人事訴訟事件の実情を取りまとめたものである。

なお、資料3、資料7及び資料9の数値はいずれも家庭局の実情調査に基づく概数であり、それ以外の資料の数値は、司法統計に基づく速報値である。また、項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

1 新受事件について

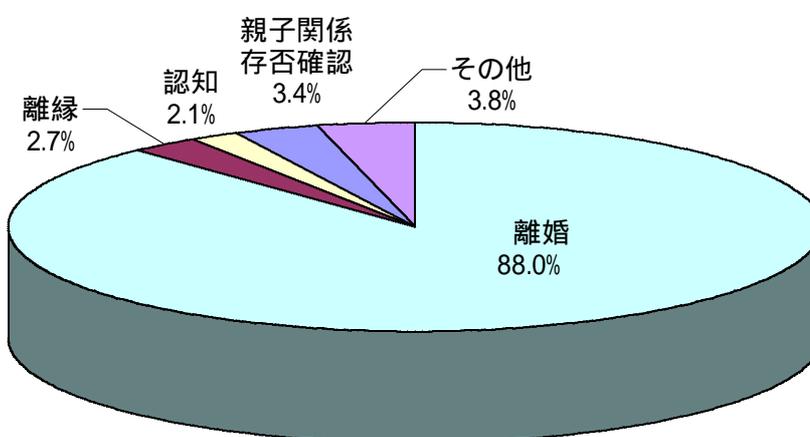
新受件数（資料1）

全国の家庭裁判所においてこの1年間に新たに受理した人事訴訟事件は合計10,739件であり、その88.0%（9,450件）が離婚事件となっている。

（資料1） 事件の種類別新受件数

	新受件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係存否確認	その他
全国家裁	10,739	9,450	291	226	367	405

内訳別割合



2 既済事件について

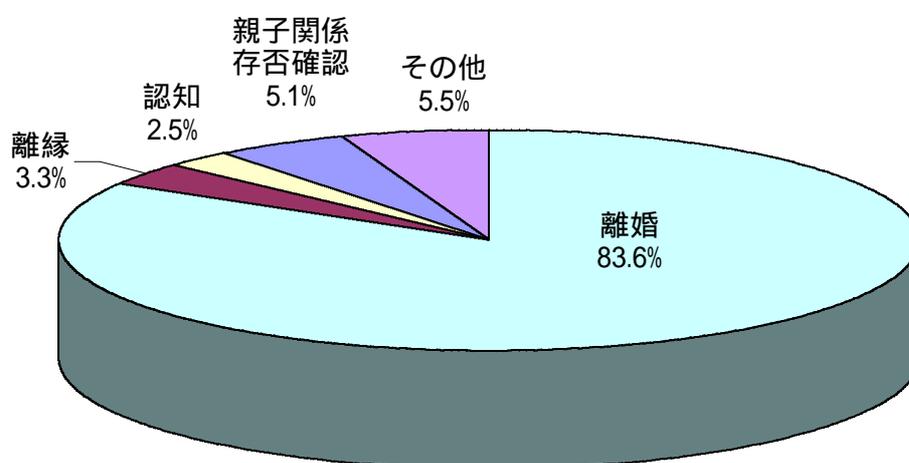
(1) 既済件数（資料2）

全国の家裁所においてこの1年間に終局した人事訴訟事件は合計4,379件であった。

(資料2) 事件の種類別既済件数

	既済件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係存否確認	その他
全国家裁	4,379	3,659	144	111	222	243

内訳別割合



(2) 附帯処分等の申立状況（資料3）

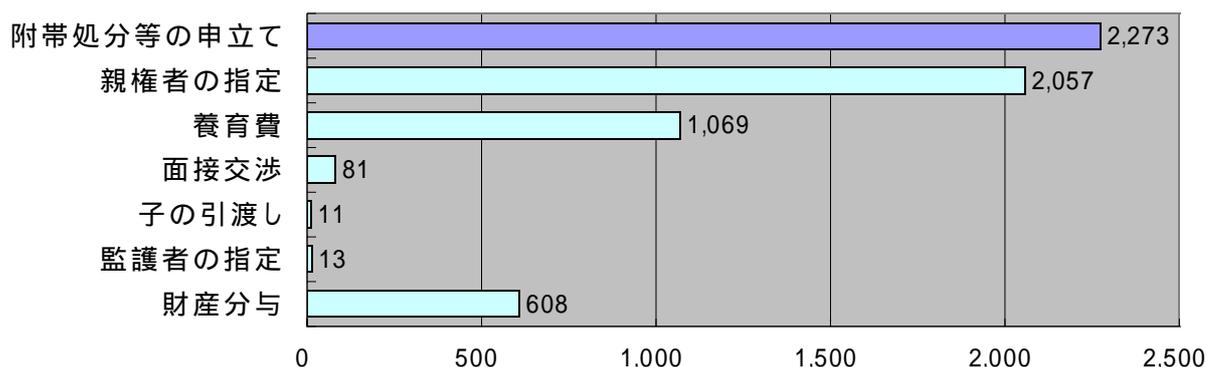
この1年間に終局した人事訴訟事件4,379件のうち附帯処分等の申立てのあったものは2,273件である。

附帯処分等の申立ての内容としては、「親権者の指定」が2,057件、「養育費」が1,069件と多い。

- ・ 附帯処分等とは、人事訴訟法32条1項の附帯処分及び親権者の指定（民法819条2項）をいう（人事訴訟法32条3項,4項,33条等参照）。

(資料3) 附帯処分等の申立状況

内容	件数 ¹	割合 ²
親権者の指定	2,057	90.5%
養育費	1,069	47.0%
面接交渉	81	3.6%
子の引渡し	11	0.5%
監護者の指定	13	0.6%
財産分与	608	26.7%



- 1 平成16年4月から平成17年3月までに既済となった事件のうち附帯処分等の申立てのあった2,273件を対象としている。1件で複数の内容の附帯処分等の申立てがされるものがあるので、合計は2,273件にならない。
- 2 いずれの割合も、附帯処分等の申立てのあった2,273件に対するものである。

3 既済事件の分析について

(1) 終局区分（資料4）

人事訴訟事件の終局区分別件数は、判決2,004件(45.8%)、和解1,401件(32.0%)、取下げ781件(17.8%)である。判決の内訳は、認容1,903件(43.5%)、棄却85件(1.9%)となっている。

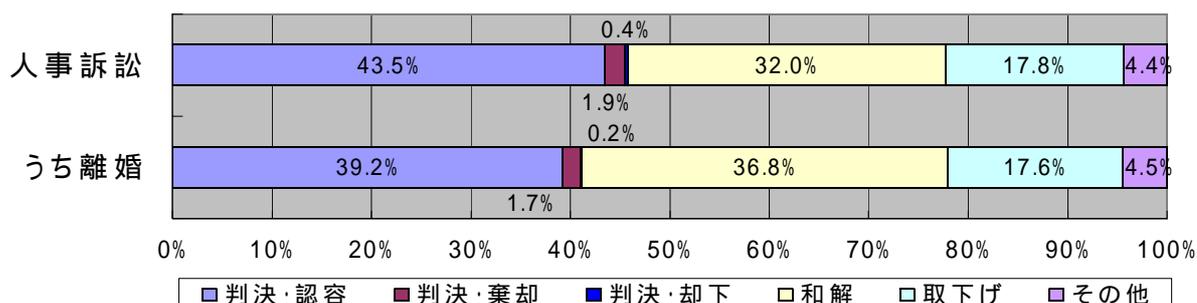
うち離婚事件については、判決1,507件(41.2%)、和解1,345件(36.8%)、取下げ644件(17.6%)である。判決の内訳は、認容1,436件(39.2%)、棄却64件(1.7%)となっている。

- ・ 終局区分の「認容」には、原告の請求が一部認容された場合が含まれる。
- ・ 終局区分の「取下げ」には、調停に付され、調停成立で終局したものが含まれる（家事審判法19条2項参照）。
- ・ 離婚事件における終局区分の「その他」163件には、移送94件のほか、認諾19件、放棄3件が含まれている（人事訴訟法37条1項参照）。

(資料4) 終局区分別件数

	総数	判決				和解	取下げ	その他
		合計	認容	棄却	却下			
人事訴訟	4,379	2,004	1,903	85	16	1,401	781	193
うち離婚	3,659	1,507	1,436	64	7	1,345	644	163

終局内訳別割合



(2) 平均審理期間について（資料5）

この1年間に終局した人事訴訟事件の平均審理期間は4.5月であり、このうち判決で終局した事件をみると、対席では6.3月、欠席では3.7月となっている。

うち離婚事件については、平均審理期間は4.6月であり、対席では6.8月、欠席では3.7月となっている。

- ・ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。
- ・ 欠席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしなかったものをいう。人事訴訟事件については、欠席事件についても、通常、証拠調べが行われる（人事訴訟法19条1項参照）。
- ・ ここでの平均審理期間は、対象事件が、人事訴訟法が施行された平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に受理され、かつ、終局した事件に限られるため（審理に1年以上かかるような事件は対象とならない）、人事訴訟事件の平均審理期間の全体像を表すものではない。

（資料5） 平均審理期間（月）

	全 体	対 席	欠 席
人事訴訟	4.5	6.3	3.7
うち離婚	4.6	6.8	3.7

(3) 家庭裁判所調査官の関与状況

ア 調査命令の有無別件数（資料6）

この1年間に終局した人事訴訟事件4,379件のうちで家庭裁判所調査官に対する調査命令があったものは117件（2.7%）であり、いずれも離婚事件におけるものである。

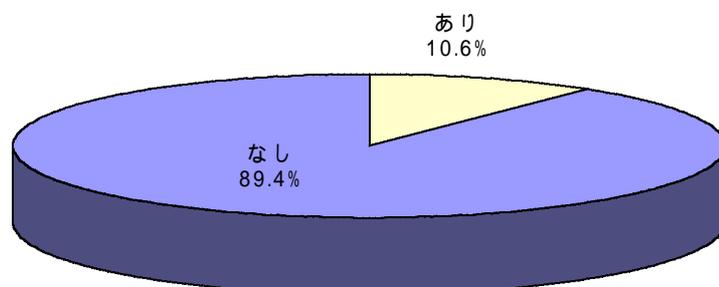
当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚事件658件では、10.6%にあたる70件で調査命令があった。

- ・ 裁判所は、附帯処分等についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすること、また、これを家庭裁判所調査官に命じることができる（人事訴訟法33条、34条）。ここで言う調査命令とは家庭裁判所調査官に事実の調査が命じられたものを指す。

（資料6） 調査命令の有無別件数

	合計	あり	なし
人事訴訟	4,379	117	4,262
うち離婚	3,659	117	3,542
うち対席かつ判決	658	70	588

離婚事件（対席かつ判決）における調査命令の有無別割合



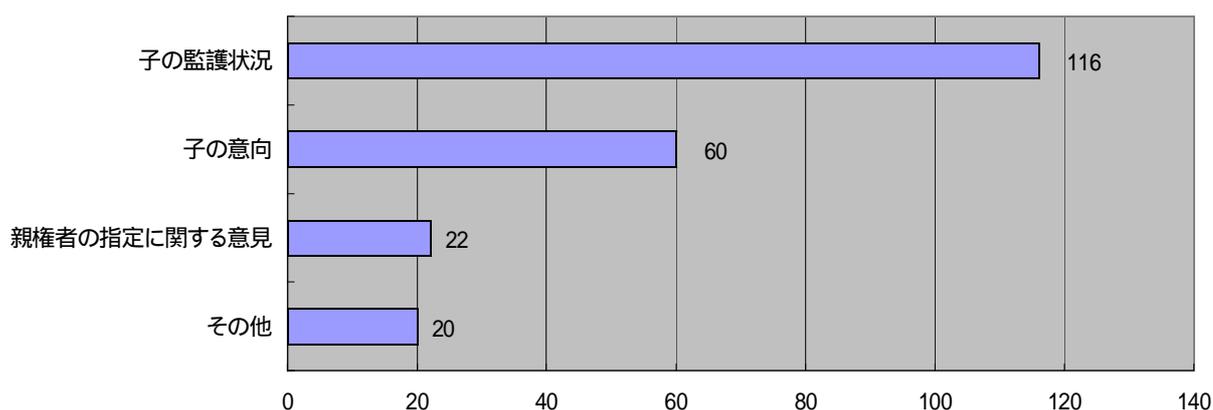
イ 調査事項（資料7）

人事訴訟事件で，この1年間に家庭裁判所調査官から調査報告書が提出された事件についてみると，調査事項は「子の監護状況」が最も多く116件（63.4%），次いで「子の意向」が60件（32.8%），「親権者の指定に関する意見」が22件（12.0%）となっている。

- ・ 家庭裁判所調査官は，事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告する（人事訴訟法34条3項）。
- ・ 家庭裁判所調査官は，報告に意見を付することができる（同条4項）。

（資料7） 調査事項別件数

調査事項	件数 ¹	割合 ²
子の監護状況	116	63.4%
子の意向	60	32.8%
親権者の指定に関する意見	22	12.0%
その他	20	10.9%



- 1 平成16年4月から平成17年3月までに調査報告書が提出された183件を対象とし，事件が終局していないものを含む。1件で複数の内容の調査命令が出ているものもあるので，合計は183件にならない。
- 2 いずれの割合も，調査報告書が提出された183件に対するものである。

(4) 参与員の関与状況

ア 参与員の関与の有無別件数（資料 8）

この1年間に終局した人事訴訟事件4,379件のうちで参与員の関与があったものは376件（8.6%）であり、うち356件が離婚事件におけるものである。

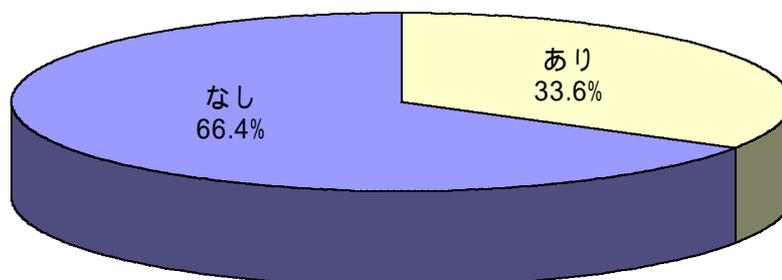
当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚事件658件では、33.6%にあたる221件で参与員の関与があった。

- ・ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につきその意見を聴くことができる（人事訴訟法9条1項）。

（資料 8） 関与の有無別件数

	合 計	あ り	な し
人事訴訟	4,379	376	4,003
うち離婚	3,659	356	3,303
うち対席かつ判決	658	221	437

離婚事件(対席かつ判決)における
参与員関与の有無別割合

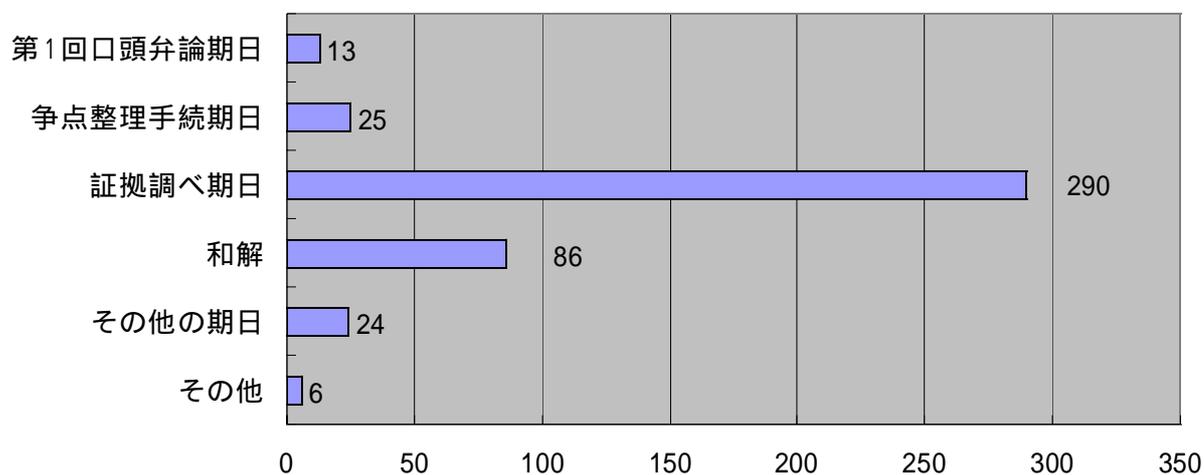


イ 参与員の関与した期日等（資料 9）

人事訴訟事件で参与員の関与があった事件（376件）のうち関与した期日等を把握できた337件についてみると，証拠調べ期日が最も多く290件（86.1%），次いで和解が86件（25.5%）である。

（資料 9） 関与した期日等

関与した期日等	件 数 1	割 合 2
第 1 回口頭弁論期日	13	3.9%
争点整理手続期日	25	7.4%
証拠調べ期日	290	86.1%
和解	86	25.5%
その他の期日	24	7.1%
その他	6	1.8%



- 1 人事訴訟事件の既済事件(4,379件)で参与員の関与があった376件のうち関与した期日等を把握できた337件を対象としている。1件で複数の種類の期日等に関与しているものがあるので，合計は337件にならない。
- 2 いずれの割合も，参与員の関与した期日等を把握できた337件に対するものである。